

7月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
納期限 … 7月31日
- 2 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限 … 7月15日
- 3 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付
納期限 … 7月中において市町村の条例で定める日
- 4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 7月10日
（年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 5 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限 … 7月31日
- 6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 7月31日
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 7月31日
- 8 11月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税） … 半期分
申告期限 … 7月31日
- 9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限 … 7月31日
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限 … 7月31日

中央税務会計事務所 ニュース

《通信欄》 異常な気象には悩ま
せられる事を常に心配してお
ります。 話しは変わりG7G20で
日本の首相が写真真の中で常に
端にいるか不思議に思っています
した。 日本の首相は遠慮深
い、中曾根元首相のようになら
ずに位置するべきこと思ってい
ます。 たが、私もやっとなりの誤
りがかりました。 写真の位置
には順位があり、まず国家元
首である大統領が中心部へ
それもと大統領の就任年数が
多い順に左右へ、次に首相
が就任年数の多い順に更に左
右へ、従って日本の首相はこ
ろころ変わりやすいので常時端
に位置する事になります。
日本も大統領制になり少く
とも任期八年国の舵を取っ
てもらうたいです。 …… おもしろい
願望 …… 天を仰ぐ …… 中島

平成27年度税制改正にみる 所得拡大促進税制の拡充

近年の厳しい経済環境の中、特にリーマンショック以降は給与所得者の平均給与額は低水準に留まっています。

しかし、原油安による収益改善や消費増税後の影響も一巡し、ようやく賃上げに動き出す企業が出てきたことは日本経済にとっては明るいニュースといえます。

ただし、賃上げを実施する企業は主に大企業が中心であり、今後、景気の回復基調による賃金上昇の流れが中小企業にまで広く波及するのか注目されています。

そこで今号では、平成27年度税制改正においてその内容が拡充された「所得拡大促進税制」の主な概要についてふれてみました。

■制度趣旨と経緯

日本経済を景気回復軌道に乗せるためには、企業収益の増加、そしてこれが給与所得者の賃金上昇へとつながることが重要です。

そこで、個人所得の拡大を通じた消費喚起による経済成長を促すため、企業が給与等支給額を増加させた場合、その増加額の一定割合を法人税から税額控除できる「所得拡大促進税制」が平成25年度税制改正において創設されました。

その後、平成26年度税制改正では、さらに使いやすい制度とするために要件が緩和された上で、適用期間を2年間延長する措置がとられました。

■従前の制度内容

所得拡大促進税制とは、青色申告法人が平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合、一定の要件を満たせば、支給増加額の10%を税額控除できる制度です。

ただし、税額控除額については、法人税額の10%相当額（中小企業者等については20%相当額）が上限とされます。

税額控除が認められる要件は以下の通りです。

【要件①】

基準事業年度と比較して、給与等支給額の総額が一定割合以上増加していること

（※「基準事業年度」とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。すなわち、平成25年4月1日より前に事業を行っている法人の場合には、基本的に平成24年度が該当することとなります。）

【要件②】

給与等支給額の総額が前事業年度以上であること

【要件③】

給与等支給額の平均が前事業年度を上回ること

従前の制度では、要件①の給与総額増加要件について、平成24年度の給与等支給額の総額を基準として、平成25・26年度は2%以上の増加、平成27年度は3%以上の増加、平成28・29年度は5%以上の増加が必要とされていました。

改正の内容

■給与総額増加要件の緩和

今般の平成27年度税制改正において、継続して賃上げに取り組む企業をサポートするため、前記要件①の給与総額増加要件が緩和されました。平成28・29年度は5%以上の増加が必要だった給与総額増加要件について、大法人では平成28年度は4%以上の増加、平成29年度は5%以上の増加と、毎年度1%ずつ上乘せする形へ要件が緩和されました。

また、中小法人については、平成28・29年度ともに3%以上の増加でよいこととされました。

■制度活用のポイント

本制度は、平成30年3月末までに開始する事業年度まで継続する制度となっていますので、今年度に利用できなくても、来年度は利用できる可能性があります。

また、制度利用に際しては、税務申告より前に特段の事前申請手続きを行う必要はありません。要件を満たす場合には、法人税の申告の際に、確定申告書に計算の明細書を添付して提出することになります。

なお、個人事業主にも同様の制度

があり、所得税額の事業所得に係る部分について税額控除を受けることができません。

■所得拡大促進税制の適用実態

今年2月に財務省より「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が公表されました。

それによると、所得拡大促進税制の創設年である平成25年度の適用額が、財務省の当初の見込みを下回る事が明らかになりました。初年度（平成25年度）の制度の利用件数は、1万874件、適用額は420億円でした。財務省の当初の適用額（減収額）見込みは630億円だったため、思惑が外れる結果となりました。また、大企業の利用が多いことも明らかになりました。適用額420億円のうち、上位10社だけで70億円（全体の16・7%）が減税されています。

賃上げを実施する企業を支援する目的で創設された制度ですが、制度創設当初では中小企業の利用の割合は低く、多くの中小企業が賃上げするほどの余裕がないことがうかがえます。今後、中小企業の制度利用の件数がどの程度伸びるのか注目されます。

〔所得拡大促進税制の拡充〕

○平成29年4月の消費税率の再引上げに向けて、経済の好循環を定着させていくため、平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。

改正概要 【適用期間：3年間（平成29年度末まで）】

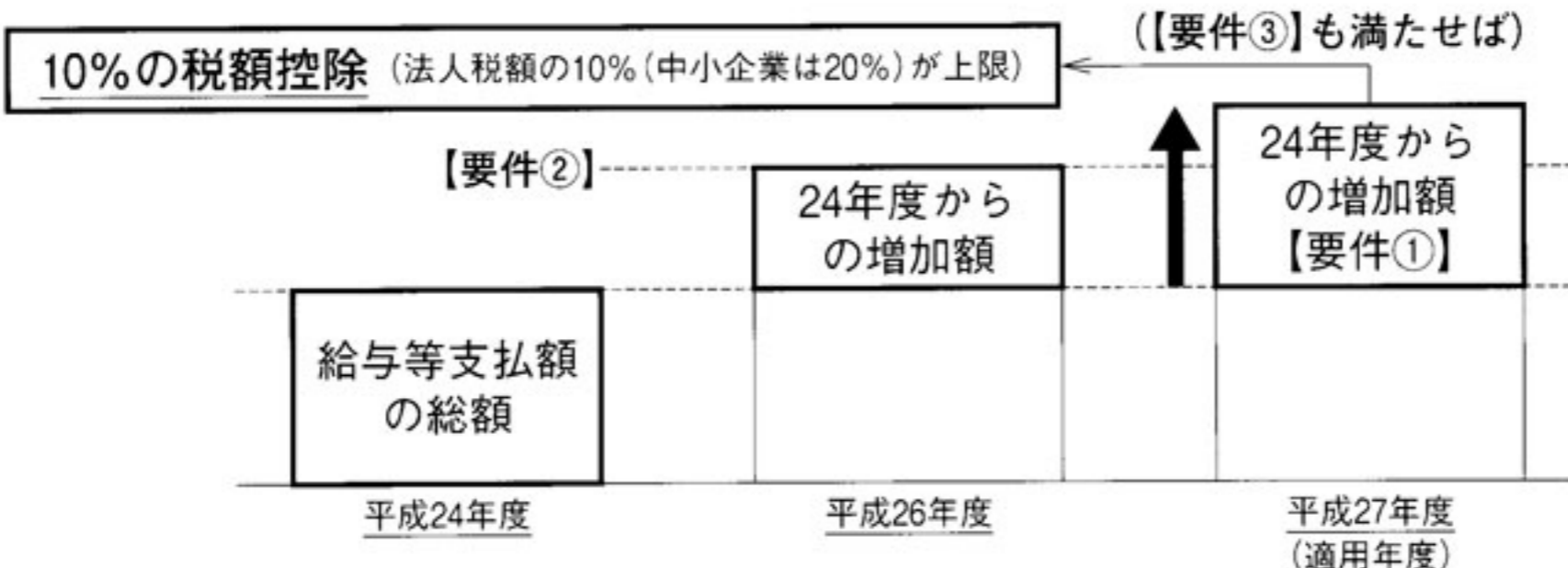
〈制度内容〉

【要件①】 給与等支給額※の総額：平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】 給与等支給額の総額：前の事業年度以上

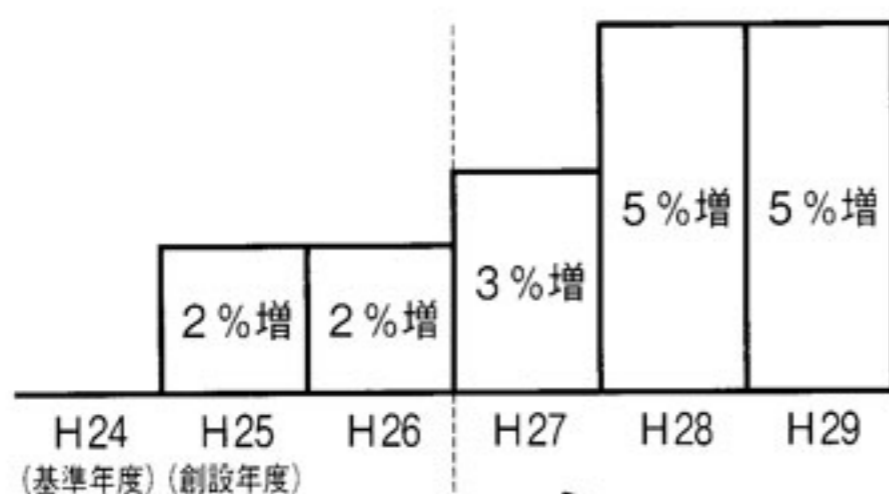
【要件③】 給与等支給額の平均：前の事業年度を上回る

※国内の雇用者への支払給与。役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。



（要件①給与総額増加要件の一定割合）

《現行》



《改正後》

